

意見書

<p>大規模小売店舗 の名称・所在地</p>	<p>(仮称) 相鉄ライフ弥生台 横浜市泉区弥生台16番1、16番3</p>
<p>意見の対象となる 生活環境保持 のために配慮す べき事項</p>	<p>大規模小売店舗敷地の東側道路（岡津17号線、幅員6.5m）及び南側道路（岡津125号線）の境界部に敷地内歩道状空地を確保し、歩行者交通の安全性に配慮すべきである。</p>
<p>意見の内容</p>	<p>(1) 意見書提出に至った背景</p> <p>①2016年9月15日(木)、弥生台自治会館で開催された「弥生台駅前街区リノベーション計画」説明会において、東側道路・南側道路の歩行者交通の安全性への配慮に関し、下記の検討を要望した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東側道路（岡津17号線、幅員6.5m）の歩道（ガードレール内側、有効幅員約1.0m）は狭く、1.0～1.5mの敷地内歩道状空地の確保 ・南側道路（岡津125号線、幅員6.5m）は、相鉄ライフ来客車のほか搬出入車（大型車含む）の出入りもあり、相鉄ローゼン跡地計画にも発展する形で2m程度の歩道状空地の確保 ・駅広場側との整備格差は明確であり、駅広側の整備水準を下げてでも東側道路・南側道路の歩行者交通の安全性の改善・向上 <p>②2017年5月21日(日)、中川地区センターで開催された「(仮称)相鉄ライフ弥生台 大規模小売店舗立地法に基づく説明会」において、上記①の検討要望の検討結果を質問したところ、「検討したが厳しくて無理でした。ご理解ください。」の一点張り。「何が厳しかったかの説明がないので全く理解できない。意見書を提出します。」と回答し、本意見書の提出となりました。</p> <p>(2) 配慮要望事項等に関する補足（別紙-1～3参照）</p> <p>①道路の現状・・・現況写真と幅員構成を作成（別紙-1参照）</p> <p>②要望箇所・・・敷地内歩道状空地設置要望箇所図を作成（別紙-2参照）</p> <p>③東側道路の整備イメージ・・・歩行空間確保案を作成（別紙-3参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「確保案-2：敷地境界部の段差解消」を整備目標とすべき ・「確保案-3：道路の一方通化、歩行空間拡大」は、市道整備内容の変更、交通処理計画や周辺交通規制等の課題に留意が必要 <p>③南側道路の整備イメージ・・・歩行空間確保案を作成（別紙-3参照）</p> <p>④参考：道路の歩道整備に関する基準（資料：横浜市福祉のまちづくり条例・施設整備マニュアルより抜粋）（別紙-4参照）</p> <p>(3) 高齢社会と言われる将来に禍根を残さないために</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本意見書の内容は、建物設置者（㈱相鉄アーバンクリエイツ）だけではなく、相鉄グループ及び横浜市等の「駅前まちづくりへの取組姿勢」に期待するものであり、実現することを願っております。（別紙-5参照）
<p>意見提出団体名</p>	<p>(縦覧に付されて差し支えない場合のみ、<u>団体名</u>をお書きください)</p>
<p>意見提出団体の 所在地</p>	<p>(縦覧に付されて差し支えない場合のみ、<u>団体の所在地</u>をお書きください)</p>

※ <おもて>（反対側）に意見書提出者の氏名等及び住所等をお書きください。（A4）